

平成 30 年 11 月 20 日

厚生労働大臣 根本 匠 様

NPO 法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会  
(全 A ネット)



## 要 望 書

日頃、障害者就労支援にご支援いただき感謝申し上げます。しかしながら 8 月に発覚した障害者雇用水増し問題で、障害者雇用率を所管する厚生労働省の対応に、すこしばかり危惧を感じています。障害者にとって、厚生労働省は最も頼りにしている存在です。これを契機に是非とも、意識改革に取り組んでいただき、他省をリードしていただきたいと思ひます。

以下の事項を要望いたします。

### 1. 責任の所在について

関係者の処分は行わないとのことですが、検証報告による意図的、恣意的にかかわらず、またたとえ歴代の慣行によるものだったとしても、問題の発覚時の責任者が責任を取ることは、社会の常識であります。地方自治体の一部では、責任者の処分があると聞いていますし、再考をおねがいしたいと思ひます。

### 2. 短い調査および検証期間について

7 月の報道機関の指摘を受けて、厚生労働省が再調査をし、調査結果を発表したのが 8 月 26 日です。守るべきマニュアルに沿って再調査をした結果とのことですが、手帳は所持していなくとも本当に働きづらさを抱えた人もいたはずで、不正が行われた人数や経過だけでなく、まずは水増しした 3,460 人の個々のケース内容を充分吟味すべきです。その検証が、この水増し事案の本当の検証になるものと考えます。時間をかけて調査し、じっくり検証すべきです。

### 3. 拙速な追加募集などについて

追加募集をするに際し、その要件に「自力通勤できる方」「コミュニケーションが取れる方」など注文が付けられ、障害者団体から抗議を受けました。障害者を雇用することを仕方なく行っていると思われても仕方ありません。数合わせのための拙速な募集でなく、重度障害者も働けるような職場の合理的配慮をじっくり検討し、たとえ重い障害があろうとも働きやすい環境づくりや支援など、地道な対応をお願いいたします。

#### 4. 公的分野における法定雇用率および納付金の義務がないことについて

昭和 51 年の障害者雇用促進法改正に伴い、法定雇用率のスタート時から、公的部門は高い法定雇用率が設定されました。それは民間部門に見本を示すためだったと聞いています。しかし本来は同じ法定雇用率が合理的です。ただし未達成分に関しては、民間企業と同じように納付金を課すべきです。これについては税金が投与されるだけで意味がないという意見がありますが、ペナルティーとして部署の経費の予算が削られるという条件に限るとすべきです。

また障害者納付金制度そのものについても、企業による互助的性格の制度でなく、明確に罰金とする国の制度とすべきと考えています。今後の検討課題としていただきたいと考えています。

連絡先：全 A ネット事務局

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 3-34-7

TEL 03-3915-8111

FAX 03-3915-8112

Email [toiawase@zen-a.net](mailto:toiawase@zen-a.net)

HP <http://zen-a.net/>